

別添 2 医療ガス設備の保守点検指針（抜粋）

- 1 医療ガス設備の保守点検業務に当たっては、次に掲げる点に留意する。
 - (1) 医療ガス設備に用いられる機材を医療ガスの種別により特定化し、保守点検業務の実施者及び使用者が医療ガスの種別を容易かつ確実に判別することを可能とすることによって、種別の異なる医療ガス間の非互換性を確保し、誤接続を防止する。
 - (2) 適正な使用材料及び部品を選定し、また清潔を維持するために必要な対応を行う。
 - (3) 点検作業の終了後、設備が正常に動作することを確認する。#
- 2 医療ガス設備の保守点検業務（点検作業の終了後の動作確認を含む）は、事前に定められた実施責任者が適切に実施する。#
- 3 医療ガス設備の保守点検業務は、下記の要領に従って行う。#
 - (1) 工事施工者が医療ガス設備の完成に当たって、完成図と共に保守点検要領書を提出している場合は、これを常備する。#
 - (2) 保守点検業務は、始業点検、日常点検及び定期点検からなり、下記の点に留意して実施する。なお、日常点検及び定期点検について記録を作成し、2年間保存する。#
 - ① 始業点検#

始業点検とは、患者に使用する医療機器を配管端末器（アウトレット）に接続する前及び接続した際に、当該配管端末器（アウトレット）に次のような異常がないことを確認する。#

 - a 外観上の異常がない。#
 - b ロック機能に異常がない。#
 - c ガス漏れの音がしない。#
 - d 医療ガスの種別の表示（記号、名称、識別色等）が明瞭である。#
 - e 配管端末器（アウトレット）に、使用していない機器等が接続されていない。#
 - ② 日常点検#

ア 日常点検は、1日1回以上実施する。なお、高圧ガス容器の交換時又は供給設備への医療ガス補充時にも同様の点検作業を実施する。#

イ 日常点検は、警報表示盤、供給設備（マニフールド、定置式超低温液化ガス貯槽（CE）、圧縮空気供給装置及び吸引供給装置）のそれぞれに対し、様式 1 — 1 から様式 1 — 3（76～77 頁参照）のチェックリストに準拠して実施する。なお、日常点検後に、点検作業を実施した全ての医療ガス設備が安全で、かつ所定の機能が復旧していることを確認する。#

③ 定期点検#

ア 定期点検の実施に当たっては、病院等内の関係する各臨床部門の職員に対して、実施日程と実施内容を周知徹底する。#

イ 定期点検は、配管端末器（アウトレット）、区域別遮断弁（シャットオフバルブ）及び供給設備（マニフールド、定置式超低温液化ガス貯槽（CE）、圧縮空気供給装置及び吸引供給装置）のそれぞれに対し、様式 2 — 1 から様式 2 — 6（78～81 頁参照）のチェックリストに準拠して行う。また、点検作業の間隔についても、これらの様式に準拠する。#

※3 カ月点検、6 カ月点検、1 年点検として定められた項目があるため、チェックリストを参照されたい。#

ウ 点検作業のため、医療ガス設備の一部を一時閉止する際は、関係する区域の各臨床部門の職員と事前に十分な打合せを行う。また、医療ガスを停止した区域別遮断弁（シャットオフバルブ）又は主遮断弁（メインシャットオフバルブ）及びその系統の全ての配管端末器（アウトレット）に、「使用禁止」等の注意表示を付する。#

エ 定期点検後に、点検作業を実施した全ての医療ガス設備が安全で、かつその所定の機能が復旧していることを確認する。#